

## 和歌山県監査公表第9号

令和7年2月6日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 玄 素 彰 人

和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

### 1 西牟婁振興局地域づくり部

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 物品調達台帳に関する適正な処理のため、決裁状況について、発注を行う前に必ず複数の職員で確認するよう、関係職員に周知徹底した。

### 2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 過支給となっている旅費の返納手続を行うとともに、今後は、適正な事務処理を行うよう、所属職員に周知徹底した。

### 3 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき確認行為の徹底を図り、決裁を行うよう関係職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）に基づき確認行為の徹底を図り、決裁を行うよう関係職員に周知徹底した。

### 4 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 電話料金の支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 廃川廃道敷地については、令和5年度末で5件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。	注意事項 (1) 各種契約に係る料金の支払について、適宜、複数人で進捗を確認し、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 県道田辺龍神線沿いの廃道敷地については、公図混乱地域であり、処分を行うには公図訂正が必要となることから、田辺市が行う地籍調査終了後、田辺市及び地元地区と協議を行い、適切な処分を行っていく。 西の又川沿いの廃川敷地についても、公図混乱地域であるため、田辺市が行う地籍調査終了後、田辺市と処理方法について引き続き調整を行っていく。 日置川沿いの廃川敷地については、引き続き関係機関等と協議を行いながら、不法占有者に対する撤去指導を行うとともに、土地の払下げを希望する者に対しては、一般公募による土地売却に係る不動産

	<p>鑑定など、河川課と調整の上、適切に対応していく。</p> <p>汗川の廃川敷地とされている土地については、地籍調査の結果、現況は河川内に位置する土地であることから、河川課と協議の上、河川敷として適正な管理を行っていく。</p> <p>根皆田川沿いの廃川敷地2箇所のうち、1箇所については、現況が里道であるため、河川課と協議の上、上富田町と協議し適切な処分を行っていく。また、もう1箇所については、廃川敷地とされているが河川内に位置する土地であるため、河川管理道として管理するものとし、河川課と協議の上、適正な管理を行っていく。</p>
--	--

5 紀南県税事務所

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県物品調達事務規程に基づき、物品調達台帳において決裁を得るよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県紀南児童相談所

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>郵便切手類使用簿において、四半期ごとに残高のみを記入する行を設けていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県教育委員会紀南教育事務所

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>給与の過払金返還金において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則に基づき、適切な事務処理を行うとともに、確認体制を強化するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立南紀はまゆう支援学校

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 行政財産貸地料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 委託料において、一件として契約すべきものを根拠なく複数件に分割して処理していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 納期限内の納付確認について指導するとともに、和歌山県財務規則に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 委託料に係る契約については、和歌山県財務規則及び関係諸規定に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

9 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 令和6年12月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>安全運転意識の更なる向上を図るため、朝礼や会議等において、同乗者による安全確認及び後退時誘導の徹底を継続指導するとともに、同乗指導による運転技能診断を実施した。</p>